

## 仮処分による理事長・代表業務執行理事の職務執行停止、その変更、取消し

届出書・添付書類・資料	留意事項	備考
1 届出書		様式例9
2 登記事項証明書	「履歴事項証明書」を添付してください。	
3 仮処分の判決又は決定の謄本		

(参考) 私立学校法施行令第6条

(登記の届出等)

第6条

- 1 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第五十二条第五項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 (略)

(参考) 組合等登記令第5条

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第5条

組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

様式例9

文書番号 年月日
福岡県知事 ○○ ○○ 殿
所在地 学校法人 理事長 <span style="float: right;">印</span> (記名押印に代えて、署名することができる。)
理事長（又は代表業務執行理事）の職務執行停止届
標記のことについて、本法人の理事長（又は代表業務執行理事）○○○○が民事保全法の規定による仮処分により職務の執行が停止されたので、組合等登記令第5条及び私立学校法施行令第6条第1項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。